

○内閣府令第 号
厚生労働省

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定

と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第三条第一項の主務省令で定める保存)</p> <p>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 第五十九条の二第四項及び第五項</p> <p>九 第六十二条の六第九項</p> <p>十 第六十三条第七項</p> <p>十一 「略」</p> <p>十二 第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項</p> <p>十三 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九、第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）</p> <p>「号を削る。」</p> <p>十四 「略」</p> <p>(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)</p>	<p>(法第三条第一項の主務省令で定める保存)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 第五十九条の二第四項 「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>九 「同上」 「号を加える。」</p> <p>十 第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）</p> <p>十一 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）</p> <p>十二 「同上」</p> <p>(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)</p>

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

「一〇三 略」

四 第四十条第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第六十七条において準用する場合を含む。）

五 「略」

六 第五十三条の四第三項（第一号に係る部分に限る。）（第六十七条において準用する場合を含む。）

七〇九 「略」

十 第六十二条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）

十一 第六十二条の六第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第十項（第一号に係る部分に限る。）

十二 第六十二条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）

十三 第六十三条第八項（第一号に係る部分に限る。）

十四 「略」

十五 第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

十六 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第二項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十七 「略」

（電磁的記録による縦覧等）

第八条 「同上」

「一〇三 同上」

四 第四十条第四項（第一号に係る部分に限る。）（第六十七条において準用する場合を含む。）

五 「同上」

「号を加える。」

六〇八 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

九 「同上」

「号を加える。」

十 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項（同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。）

十一 「同上」

（電磁的記録による縦覧等）

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の交付等とする。

「一・二 略」

三 第六十二条の五第二項(第二号に係る部分に限る。)

四 第六十二条の六第二項(第二号に係る部分に限る。) 及び第十項(第二号に係る部分に限る。)

五 第六十二条の七第二項(第二号に係る部分に限る。)

六 第六十三条第八項(第二号に係る部分に限る。)

七 略

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第十条 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。